

会議概要

(1) 会議の名称	平成22年度第1回我孫子市景観審議会							
(2) 開催日時	平成23年1月12日							
(3) 開催場所	議事堂第1委員会室							
(4) 出席又は欠席した委員 その他会議に出席した者の氏名 (傍聴人を除く。) 出：出席 欠：欠席	委員							
	出	大野委員	出	篠崎委員	出	日比野委員	出	齋藤委員
	出	安井委員	出	岡委員	欠	丹治委員	出	阪本委員
	出	川崎委員	出	澤田委員	出	玉田委員	出	高田委員
	欠	青木委員	出	久野委員	出	結城委員		
	事務局 星野市長 樋口都市部長 渡辺都市計画課長(兼景観推進室長) 安富課長補佐(兼景観推進室長補佐)、小澤主事							
(5) 議題	(1) 現在の取り組み及び上位計画の見直しについて (2) 景観をふまえた審議会のあり方について							
(6) 公開・非公開の別	公開							
(7) 傍聴人の数	2人							
(8) 会議の内容	<p>1 開会</p> <p>2 市長挨拶</p> <p>3 委員交代について</p> <p>4 現在の取り組み及び上位計画の見直しについて</p> <p>5 景観法をふまえた審議会のあり方について</p> <p>4と5の要旨は次のとおり。</p> <p>【事務局】 まず現在の取り組みの状況として、景観法及び我孫子市景観条例に基づく景観計画区域内行為等の届け出状況について説明します。平成21年度の届け出件数は全体で124件ありました。建築物等とは、建築物及び工作物のことです。宅地造成ではほとんどが一戸建て住宅地の開発行為です。平成22年度は11月末で60件ほどありました。我孫子市は住宅地が多いものですから、一戸建て及び集合住宅が多い傾向にあります。現在のところ、宅地造成も含めて全体の3分の2程度を占めています。</p> <p>次に、平成22年度から千葉県条例に基づく屋外広告物の許可申請等の事務を景観推進室で行うようになっていきます。今年度は11月末の時点で新規・更新合わせた許可件数が21件ありました。また、貼り紙や貼り札等につきましては簡易除却を実施していますが、我孫子市では屋外広告物除去サポート団体を募集しまして、市民ボランティアの皆さんの協力を得て実施しております。11月末時点で合計364件となっております。そのほかに簡易なものではない広告物、その違反広告物の是正指導の件数を合わせて22件行っています。</p> <p>3番目に、特に大規模な建築行為や公共事業などで景観に大きな影響を及ぼすことになる行為につきましては、専門的な知識をお持ちの景観アドバイザーにご意見を伺うことになっております。このアドバイザー相談につきまして、今年度は現在のところ民間の案件が1件、それから公共事業が2件ありました。</p>							

次に昨年度実施しました景観重要樹木治療についてご報告します。

昨年度8月以降、委託により樹木医に治療をしました。まず褐色腐朽部分の削除ということで、ウロの中からかき出し、木の上部にはトリコデルマ菌という褐色腐朽菌に対してその進行をとめるという菌を注入しています。また消毒等の措置をしまして、木のウロの中には乾燥と空気の通風を良好にするために木炭袋を詰めています。擬木化といい、大きなウロの出口をふさぐ措置を行い、その後着色等によりなるべく目立たないようにしています。この中身につきましては2、3年を目途に外す予定です。

木の周りの土が非常に乾燥してかたくなっていることに対しては、土壌乾燥防止のために透水枡を2カ所設置しています。これにより土の中に水が浸透していくようになりました。土壌の改良をして、その上を褐色腐朽菌で閉じ、自然発生したトリコデルマ菌でマルチングを施しています。他に土壌硬化の原因として、多くの方が踏んだ圧力、踏圧が影響しており、土壌硬化が樹勢を弱めてしまう大きな原因になったという報告がありました。このため、根元の保護として落ち葉はそのままにしておくことになりました。また、垣根を設置し、木に近寄れる方向を制限して踏圧の影響や土壌硬化を軽減する工夫をしております。

ケヤキの治療と根系の保護については、坂に沿ってケヤキの根が大分露出していましたが、土壌の膨軟化、膨らましてやわらかくすることで、土壌改良土を攪拌して入れて、さらにその上からは土が流れないように処理をしております。

倒木防止措置としてワイヤーロープをかけて、それをケヤキと別の健康なスダジイのほうから引っ張るような形にしています。以上樹木治療の概要になります。

平成22年3月2日、景観重要樹木として三樹荘のスダジイ3本と、それから坂のところに生えている同じ敷地内のケヤキの3本、合計6本を指定しました。

年度が変わりまして、平成22年度11月20日に景観セミナーとして公募で市民の皆さんの参加者を募集して、ボランティア団体の三樹会と共催で、樹木医の樹木治療について現地を見てもらい、それからアビスタの会議室でスライドを用いて説明しました。そのとき40名ほどの市民の方が参加しました。

12月になりまして、約1年経過しましたので、「智」の樹木の治療後の最初の経過観察を委託して実施しました。その報告によりますと、地下の根の状況について予想よりもたくさん新しい根が生えてきているということでした。これは今年の気候条件などもありますので、来年、再来年というふうにもうしばらく経過を観察していくことが必要なことから、今後も経過観察を続けていきたいと考えております。

次に参考資料、都市計画マスタープランの見直しに向けて について簡単にご説明します。

現在、市では活力あるまちづくりに向けて基本構想の見直し作業を進めています。基本構想というのは市の総合計画の一番大もとになる部分です。これを受けて、現行の都市計画マスタープランという計画がありますが、都市計画マスタープランを見直す必要があります。都市計画マスタープランというのは都市計画に関する一番基本的な方針ということで、都市計画法に定められている計画です。特に都市計画マスタープランにおいては、土地利用を中心とする都市計画に関する基本方針を見直す予定であります。

総合計画の全体として、一番上に議会の議決を経た基本構想があり、基本構想の下にその計画を具体化した基本計画、さらに実施計画と総合

計画が組み立てられております。

都市計画マスタープランというのは基本構想に即して定められます。また、都市計画マスタープランの下に主な関連部門別計画というのがありまして、景観形成基本計画もこの関連する部門別計画の一つです。景観形成基本計画は、都市計画マスタープランと適合するように定めることになっています。今回、基本構想と都市計画マスタープランを見直しますが、スケジュールにつきましては、基本構想、都市計画マスタープランともに23年度中に見直しを完了して、24年度からスタートするという予定になっております。

このように上位計画の見直しが予定されてますが、景観形成基本計画については大きな変更はありません。基本構想、都市計画マスタープランの見直し後も景観形成基本計画の骨格に定めています「～“水と緑の縁どり”と“人々の営み”が共生する景観の形成～」というものを基本として、「鳥にやさしい、暮らしを彩る景観づくり」現在の目標をそのまま目標としていく方針です。

上位計画とは別に細かい部分の見直しが必要になることもあるかと思いますが、水と緑を大切にしていこうという、そういう基本方針に変更はないということです。

【久野委員】 今ご説明いただいた参考資料の中で気になる記述として、今、大前提として市の最上位計画である基本構想の見直しを市として行っていますが、これは決定されているわけではなく、まだ審議・検討をされているところですし、あとは議会に実際にかけて初めて変更になるかどうかが決まるということは確認しておかなくてはいけない点だと思います。

それと、あとはこの参考資料の1.はじめに のところで、千葉柏道路計画、これは計画にはなっているのかどうか。私の理解では構想段階であるので、そういうところは正確を期していただきたいということを感じますが、その点いかがでしょうか。

【事務局】 確かに基本構想につきましては現在まだ審議、検討を行っているということです。ただ基本構想の作成に合わせて同時に都市計画マスタープランをつくっていきたくて考えております。最終的に基本構想の方向性が決まった段階で、細かい調整をしなければいけないところは調整します。

千葉柏道路について、確かに計画書や、具体的な建設的な事業としての千葉柏道路計画というものはございません。ただ平成11年から千葉柏道路協議会というものをつくって、市民の意見や関係機関の意見を聞きながら、千葉柏道路の検討を進めております。都市計画マスタープランを作成する段階、また基本構想をまとめる段階ではどういう表現が適切なのかも含めて今後調整をしていく必要があると考えております。

【久野委員】 わかりました。本当に細かいところへいくと都市計画審議会の事項になってしまうので、これ以上は言いませんけれども。ただ、この景観審議会においてこういった部分は大きく言えば関係性はあるものと理解しておりますし、であるからこのような形で参考資料をいただいたものと思います。

ですから、今回初めて景観審議会の皆さんにこの提示がなされたものと理解しておりますが、例えば参考資料でいくと2ページ目で、この即する部分では県の区域マスタープランもありますし、また先ほど申し上げましたように、現在基本構想見直しという作業を市として行っているわけですので、関係する審議会、特に景観審議会に関しては関連する部分を含めて、その見直しの視点であるとか、審議の経過状況等もぜひ審議会の皆さんに理解していただくために、情報提供をお願いしたいと思います。

【岡委員】 今の関連で質問させていただきます。これまでの都市計画マスタープランのどこが問題で具体的にどういう方向へ、市が変えようとしているのかが、今の説明では分かりにくいです。都市計画審議会でも審議する議題は、他の審議会と同様に、市の担当事務局が当日の議題にのせて、初めて上がってくるわけです。都市計画マスタープランの変更は、市の最重要案件で、十分な議論を尽くすべきです。年2、3回程度しか開催されない一つの審議会で、議論を尽くすことは、とうてい不可能です。

他の審議会では、議論する機会すらなく、市民にも十分伝わらないまま、役所だけで動き出すのは、矛盾点が多く、禍根を残しかねないと危惧します。我孫子市は利根川と手賀沼の地形を利用した都市づくりをしてこられたと思います。重ねての質問ですが、具体的にどこが問題で、どの方向に変えようとしているのかを市民に見えやすくするのが、市政の運営のあるべき姿と私は思います。

【事務局】 審議会、市民の皆さんにご意見をいただきながら進めていくということは当然必要だと考えます。

問題点というお話ですが、例えば今の土地利用というのは基本構想の中で我孫子市は低地部の手賀沼と、その周辺の農用地、斜面緑地、それらについて自然環境ゾーンとして位置づけて、一体的に保全・再生をしていく。あとは市街地に接して都市的土地利用がされていない市街化調整区域については都市的土地利用を抑制して、土地利用をしないということで基本構想の中に位置づけられています。これは土地利用を否定するものですが、実際に一切土地利用しちゃいけないというのは難しい。例えば農地は農地のまま残しておくんだという話になれば、何らかの形で市は随分お金を投入して残さなければいけない問題がある。良好な自然を残すということでお金がかかるのであれば、まずは優先的にどこを残すのかを整理しなければいけないと考えて対応を進めています。基本的な方針については変わらないと考えています。

【岡委員】 市街化区域内の農地相続で生じることが多い、相続しても農業後継者がいない農地の用地変更などは、相続地権者の用地変更希望にそって地目変更することで、現在の土地利用の区域分けにあまり大きな矛盾は生じないかなと思います。しかし、問題は市街化調整区域の変更です。手賀沼と利根川に囲まれた我孫子市は、それらの低湿地で代々、水田が営まれ、そのまま現在、市街化調整区域が指定されています。現在の我孫子市の景観をつくっています。その景観に魅力を感じて移り住んできた人、価値を見出している住民との、価値観の調整を市はどう考えているのでしょうか。その調整には、まず市民に広く伝えていくことが大切と思います。

【阪本会長】 景観審議会で審議をして云々というものではございません。

よろしゅうございますか。それでは以上で第1号は終わりにしたいと思います。

次に、第2号の景観法を踏まえた審議会のあり方ということでご説明を願います。これは景観審議会の存廃にかかわるような問題でして、今まで審議会委員として考えたこともなかったような案件なので、慎重にこれは審議をしていく必要があるものです。ご提案の趣旨できるだけ詳しく背景を述べて説明をしていただければと思います。

【事務局】 では議題2、景観法を踏まえた審議会のあり方について、説明をさせていただきます。

本景観審議会は、我孫子市景観条例に基づき、これまで10年以上にわたり我孫子市の景観形成について幅広いご意見をいただいております。しかし、今般、景観審議会のあり方につきまして改めて整理する必要が

生じてまいりましたので、その経緯と課題並びに今後の方向性の案についてご説明をさせていただき、委員の皆様のご意見を伺いたいと考え、本日の議題とさせていただきました。

景観審議会につきましては、我孫子市景観条例を平成11年4月1日に施行したことを受け、条例に基づき、平成11年6月に設置しました。条例につきましては、その後変更を行っておりますが、当初の条例においては景観形成基本計画策定の際は景観審議会に意見を聞かなければならないと位置づけておりまして、その後、景観形成基本計画策定、公共サイン計画、色彩ガイドライン等、多くの計画や基準策定に対し意見をいただいております。また、平成18年度まで続けてきました景観賞の表彰に当たっては、選考委員を務めていただきました。

こうした中、国においても平成17年6月1日に景観法が全面施行され、法律において景観計画の策定手順が示され、その中で景観計画を定めようとするときは、都市計画区域または準都市計画区域にかかる部分については、あらかじめ都市計画審議会の意見を聞かなければならないと位置づけられております。平成17年の景観法施行に伴い、景観条例の改定を行い、景観形成基本計画を策定しようとするときには景観審議会に諮問しなければならずと位置づけられて現在に至っております。

一方、市では行政改革の一環としまして、市が実施している行政サービスや事務事業について、外部の視点を取り入れて事務事業の必要性や事業主体のあり方を根本から見直すものとして事業仕分けを実施しております。平成22年度には環境、産業、都市基盤分野の事業が対象となり、景観推進室が所管する事業の事業仕分けが行われました。その中で、数多くある審議会を統合・整理すべきとの意見があり、景観審議会のあり方を改めて検討することになりました。

景観条例に規定する景観審議会の役割としては、条例第9条につきましては景観形成基本計画の決定・変更については諮問が義務づけられております。なお、景観形成基本計画につきましては既に基本的な方向性は確立されておりますので、大きな変更予定は現在のところございません。

第20条の勧告・命令、第24条の既存の施設等に対する要請、第25条の景観形成重要物の指定・解除、第35条の氏名公表において審議会の意見を伺うことになっております。これらの条項の関係では、前回の審議会では意見をお聞きした景観重要樹木の指定が事例として1件ありますが、その他の樹木等についての過去の事例はございません。

審議会の役割の課題について、改めて整理すると、景観法について景観計画の策定・変更は都市計画審議会の意見を聞くことが定められていることから、景観計画を策定または変更する際は2つの審議会に重複して意見を聞くことになっております。各審議会の間で意見が異なった場合の対応などは、課題として出ているところであります。

こうした経緯、課題を受け、事務局が検討した方向性の案としては、景観審議会の役割を都市計画審議会にすべてゆだねることとし、景観審議会と都市計画審議会を統合する。既存施設等に対する要請等、景観審議会の役割の一部についても景観アドバイザーの活用を検討しているというものです。

【阪本会長】 ただいま行政のほうからご説明がありましたけれども、統合するのに3つのポイントがあったように思います。1つは景観審議会と都市計画審議会の役割が重複しているんじゃないかというところ。それから、役割として今5点ほど挙げていただきましたが、これは景観条例の中で審議会に意見を聞かなければならないというふうな必須の事項についてのものを取り上げられまして、一方、景観条例の第33条、景観形成に関する重要事項について調査・審議するため、我孫子市

景観審議会を置くということになっていまして、景観形成に関する重要事項について調査・審議するというのであって、では重要事項とは何かというのは、具体的には我孫子市の景観条例では決めておりません。これらはまさに判断が問題になると思うんですけども、ただいまの説明にありましたのは、これは審議会にかけなければならないという最低の問題であって、そのほかにもあるんじゃないかなという気もしますので、この重要事項とは何かということもご審議をしていただければと考えております。

それから、事業仕分けで検討することになったというわけですが、政府なんかの事業仕分けを見ていると、これは予算の縮減だとか、無駄な経費を省くとか、こういうところに焦点が当たっているようですが、どうも私も景観審議会の予算というのがそれほど大きな予算じゃないように思えるんですが、どういう観点から仕分けになったのか。仕分けの審議の内容がわからなかったので、それをご説明いただいて、仕分けに対する考え方等についても一つご審議をしていただければというふうに思っております。

それからもう一つ、我孫子市は平成4年、6年にも景観形成の基本計画というのを独自に定めておりまして、全国的にも早いほうだと思いますが、11年にこの景観条例をつくって、審議会をつくって、非常に熱心に景観形成について取り組んでこられたという過去の経緯があります。そういうものを踏まえまして、景観法より以前から取り組んできたものがここで景観法の最後に決めてあります都市計画審議会の意見を聞くことと重複しているんじゃないかと。景観法と都市計画審議会、それぞれ性格も違うように思いますので、審議会の性格論、そういったところも踏み込んで検討したほうがいいんじゃないかと思えます。

私は非常に熱心に取り組んでこられた取り組みの姿勢論にもかかわってくると思えますし、廃止することは非常に簡単だと思いますけれども、復活することは非常に難しい。ここで将来に悔いを残さないような審議を十分していただければというふうに思います。最初に仕分けの内容について、おわりの範囲内で。

それと、この審議会というのは我孫子市で幾つあって、存廃の対象になったのは他にあるのか、それをご説明していただきたいと思えます。

【事務局】 我孫子市で審議会、審議会という名称ではないものも含めて、このような会議は72あります。ただし中には、条例とか規約上そういう審議会というような名称があっても、実際組織立っていないものも含んでいるということは聞いております。

仕分けについては市の事業というのは事業のどこかに予算をつけなければいけないということがあり、昨年度の重要樹木の指定のときにご審議をいただいた経緯があるので、景観ポイント整備という事業の中に景観審議会の運営費も含めた形で予算を入れていたために、そこで審議を受けました。その中で、年にどれくらい開催されているのか、都市計画審議会とはどう構成が違うのかというような質問をうけ、学識経験者の方、各種団体の方、市民の方から選出ということで、構成としては、ほとんど変わりません。学識経験者の方も何人かの方は同じような分野の方から選考されているということもあり、その辺は整理する必要があるんじゃないかというご意見をいただきました。

【阪本会長】 ではこれは重要な案件なので、一通り各委員の皆さんから質問があれば質問を受けていただき、ご意見を順番に述べていただければと思います。それが終わった後、自由討論というふうに聞きたいと思えますけれども、よろしゅうございますか。

じゃ、大野さんからよろしゅうございますか。

【大野委員】 都市計画審議会と景観審議会、どういう位置づけにな

っているのか。それは別個のものであってもいいんじゃないかという気がします。特に都市計画って一般的にはいろんな意味での生活基盤も含めた、まち、また自然も含めた計画だと思うんですけども、例えば自然という点は景観のほうがウエートが大きいんじゃないかという気がするのと、計画というところある程度案をつくらなければいけないというような気持ちになってしまう。

景観というのはできるだけ今まで町並み含めて存続してきたもの、それをできるだけ残していくことじゃないかなと。経済原理からして、今これはもう不要だということで、それを閉じてしまうということは、これから例えば10年、20年たつて物の価値が変わったとき、それが果たしてよかったのかどうかということが必ず出てくると思うんですね。ですから、やめるのは非常に簡単だと思いますが、ただ残すということではなくて、現在の流れも踏まえ、より長期的な物の見方をしながら何ができるかという。ただ残すということよりも、いかに残すかということも含めたことが審議されなきゃいけないんじゃないかと思っている。

【篠崎委員】 大野委員のご意見に私も同感です。何となく先ほどの参考資料だとか今回の景観審議資料についても最初から少し色がついているような感じがしまして、何かストーリーが先にあるんだったら、最初から議題の項目も明確に変えていただきたかったなと私としては思います。

それとやはり一般的に知りたいのは、歴史的にも長く景観審議会をやっている、こういう資料2の今の状況なんていうのは逆に言うと暗に過去の事例がほとんどないからその辺は切っちゃいましょうよというようなことに聞こえなくもなく、なぜそのときに両方に意見を聞かなければならないのかという条件をつけたのかと。諮問するまでも必要ない、というのと事例がないから、というのは違うような気がいたしまして、その辺何か明解にさせていただきたいなという気がいたします。

【日比野委員】 こういう景観の議論をどこで取りまとめても僕はいいと思います。重複しているのであればできるだけ簡素化すべきだと思います。

ただ、私は一年前に公募で応募をした理由の一つとして、我孫子市の景観を綺麗にしたいということを発言できる場じゃないかと期待しましたので、応募をしたんです。応募した理由を1つだけ述べさせていただきたいです。

一年前に事務局に提出したもののうちの6番目にこういうことを書いているんです。東葛地区政治家の選挙後の街頭に放置されている大きな絵看板がなくなるだけでも、相当まちの景観改善になりますので、ぜひ代議士ご本人の看板撤去を行政指導したいものです。私の経験が少しでも役に立てればと思い、今回の景観審議会、市民委員会に応募いたしました。

我孫子市景観形成基本計画には非常にいいものがまとめてあります。ただ残念ながら看板の撤去についてはだれもふれてないんです。代議士の絵看板、これをぜひ検討していただきたいと思います。

【岡委員】 都市計画審議会に1昨年まで入っていたので、その性格は理解しているつもりです。景観審議会には入ってまだ日が浅いのですが、景観審議会の条文や条例を拝見しても、二つの審議会は非常に大きく性質が違います。都市計画審議会では、地権者による個々の民有地の用途変更について審議する案件がほとんどです。

川越市などのように、歴史的景観を市の発展推進の軸にとらえている市では景観審議会が大事にされている審議会だろうと思います。我孫子市も非常に長い歴史を持ち、我孫子市にこの景観審議会ができたのは、我孫子市が手賀沼を中心に洪積台地に形成された歴史的、自然的な資産

を大切にす我孫子市の先見性を感じておりました。近年の審議会は、景観賞の選定を主にやられていたようですが、そうした選定作業はなにも景観審議会でなくて、景観賞選考委員会のような小委員会でもよいし、審議会は、我孫子市の景観をどう形成するか、もっと根幹を議論する場であるのが望ましいと思っています。我孫子市の歴史的、文化的、自然条件的背景を踏まえて、市の景観形成に資する審議会だろうと思います。都市計画審議会とは異なる性質を持つ審議会だと思います。

【川崎委員】 都市計画審議会、景観審議会、私も両方の仕事をやってきた経緯があるんですけども、どちらかといいますと都市計画の審議会というのはハード的なもの、例えば区域を決める、それから道路を決めていくとか公園を決めるとか、そういったものが議論される。

景観のほうはソフト展開の形、町並みとか、色合いとかデザイン、そういうものを議論するというふうに思うんです。そういった点から見ていくと、都市計画と今度一緒になったときに、これは人の問題なんですけれども、そういうソフト展開も含め都市計画審議会で議論されれば、それは統合してもできるのかなとは思っています。

なぜそんなことを言うのかというと、例えば地区計画を決めるときには都市計画決定して地区を決めて、それを公的手続にのっとって作業を進めていくんですけども、地区計画というのは町並みとか、それから家のセットバックとかを考えていく。ただしプラスアルファ、家のデザインとか色合いとかは言ってこないんです。そういったものを今後含めて事務的に対応していくのかどうなのか、そこはやはりポイントになるだろうと。もしそれができないのだったら、やはり2つに分けて、その各分野のある程度専門性を持った方々が議論していけるほうがいいのかと思っています。

それとあと、これは事務局にお願いなのですが、通常審議会を開催するときには諮問というのが一番の基本になっているんで、もし諮問がないと1年間何もやらないと。それで全然組織が活性化してないんじゃないかというような話も出ているのかなと思っています。

そういった点で、昔ですと協議会といって、逆に市のほうにいるんな打って出る仕事が出てきた場合には、なるべく協議会の中で意見を聞くという方式をとることがあるわけですが、例えばきょうは諮問じゃないですよ。それで上位計画の基本構想からの流れが説明されましたけれども、現時点でいいますと流れの中からはもうほとんど基本計画の諮問答申近くまで来ている、作業が進んでいる。そうしますと、そういう中で景観の視点で議論してくださいといっても、本当にこの土地利用がどうなるのと、基本構想の一番の変える目的が何で、土地利用が変わるとか、都市構想が変わるとか、我々見えないわけですね。そこで意見を聞かれても、実際我々その過程が見えていないですから、多分議論にならないのかなと。できれば景観の視点で、もしその上位計画を議論するんだったら、その前からH21年、22年、そういう中間の段階で説明されて、景観としてどうですかというものが見えていればもうちょっと議論になるのかなと。そういった協議会をできればつくっていただきたいなと思っています。

【安井委員】 私は景観アドバイザーとして景観形成には多分6年から7年くらい前からかわらせていただいていると思います。景観審議会の委員をさせていただくようになったのは、景観法施行後の景観計画策定のときからです。

景観法制定までは景観審議会はもっと回数も多く開催されていましたが、もっと役割を發揮していたと思うんです。しかし、景観法制定後は景観賞の審査という役割がメインで、ほかには具体的な活動が余りなかったというのが実情だなというふうに思います。それは景観法で制定さ

れた景観審議会の役割、先ほど川崎委員も諮問が出てこないとそれに対して審議しないという形なのかという話がございましたけれども、逆に言うと景観審議会を生かすような景観法の活用が十分なされていないのか、なされてこなかったのかなというような印象を私自身は持っております。

それは本来は景観審議会にかけて、例えば何かつくられたときに、これが本当に景観にいいのかどうかというときに、市長がそれを景観審議会の審議が必要だと認めるときはこの会議が開かれるというような文言になっていますよね。そこにこの場にはかけなければいけないという問題意識を市民のほうから声が上がってきて、あれは問題だ、という声が高まり、そしてこの場にはかけられるという流れが本来の流れなのかなと思うんですが、その流れがあったのか。ここにかけられてきた案件、過去事例なし、過去事務なしと書いてあるんですけども、それがそのとおり上がってこなかったものだったのか、それとも上がってはいたけれども、どこかでそれがしぼんでしまうような仕組みしかなかったのか、もっとこの場を生かすようなことができなかつたのかなという反省はなされてもいいのではないかなというふうに思います。

とはいえ役割が今、なされていないということで、合理化のために都市計画審議会と統合していく案が出されていますけれども、それについては僕は賛成です。景観アドバイザーとして具体的な案件については、僕は意見が言えますが、我孫子市民でもないものですから、あまり市の状況、それらの状況、あるいは行政のいろいろなご事情、深いところまでは理解していないところがある。あくまでも建築デザインの専門家として意見を言わせてという立場でかかわらせていただいたものですから、その立場からすると景観アドバイザーとして骨子案について必要とあれば意見を求められるというときになったら、私は意見をその場で言わせていただきます。

ということで、審議会のほうは廃止ということであれば、それはそれで構わないかなというような考えを持っております。

【日比野委員】 いいですか。今から五、六年前ですけれども、前の市長のときに私は市政モニターを2年間やらせていただきましたので、景観に関するような質問事項を市長に出しました。そうしましたら関係課長から手紙が来まして、これはこういう問題をこういうふうに検討しています、これは検討していませんと。いつまでに結論を出すとか、目標を出すとか、そういうふうにしてくださいといった具合に、景観について二、三キャッチボールをした経験があります。

【事務局】 安井委員からお話があった点につきましては、全体的な景観形成に係る重要な項目というような幅広いことで考えると、その間、ご相談すべき案件が全然なかったということはありません。ただそれにつきましては、景観審議会でご報告、ご相談をさせていただくということで、過去には進めさせていただいています。また景観条例の中で位置づけのある景観アドバイザー制度というものがあり、専門的なご意見をいただいております。確かに景観審議会とアドバイザーとの役割調整は反省点としてございます。ただあくまでも条例に規定されているようなものについては、景観審議会にお諮りをしてご意見をいただいております。

審議会の意見を聞いて勧告や氏名を公表するという案件がないことについては担当で業者に対して指導、誘導を行い、そこに至る事例はなかったと認識しております。当然そういったものがあれば、皆さんのご意見を聞いた上で何らかの結論を出します。先ほど会長が言われた条例第33条の重要事項について調査審議するというものについては、その各事案の内容によって判断が微妙であり、難しいところです。

【澤田委員】 景観審議会の存続そのものが問われているわけですね、きょうの場は。私も我孫子で生まれて我孫子で育ったものですので、尊いですよね。我孫子の自然を高らかにうたって、そういった景観というのは人々が生業としてここで育ててきたと。例えば私どもの手賀沼漁協でもそうですよね。農業にしても。そういったことが今も続いている景観になっているわけで、それを高らかに景観条例をうたって、わざわざこういうものをつくっているわけですね。その中で景観そのものが一番の売りだと思っただけですね、こういう時代で。それを私ども審議会です。

といっても昨年は審議会が開かれなかった、そういうブランクがある中で急にこういう課題を出されても、私は委員になって1期目で、2度目なんです。この会議の存在そのものもどういう役割、位置づけ、あるいは市からどういうことで私どもに期待というか、審議をしていただくかと、その存在価値もよくわからない段階で、都市計画審議会に統合しようということでしょうけれども、やはりそれは性急ではないかと。いろんな事業仕分けというような外圧もあるんでしょうけれども、案件がないからというのもそれはどうかと。景観を今後守り伝えていく、景観そのものを守っていくという意味で、私どもせっかくこの審議会という場があるわけですから、そこにいろんなものを今以上に出していくということが求められるでしょうし、必要ではないかと思うわけです。最終的には議会の案件になってくるでしょうし、もちろん市長の判断もあるでしょうけれども。

私は景観賞がなくなったということも初めてこの経緯を知ったわけですが、市民に一番訴える景観賞という存在もあるでしょうし、身近な市民に我孫子市の景観をお伝えするものとして、例えば手賀沼のカレンダーだとかありますが、あれも非常に人気です。ああいうもので我孫子市の景観を訴えていくということも今後より必要でしょうし。

いろんなことを総合的に考えても、都市計画審議会に統合すればいろんな意味で整理、合理化になるのかもしれませんが、景観審議会の存在意義というのは今まで以上に今後もあると思いますので、そこで性急に統合してしまえば、それで終わりというものではないんじゃないかなと私は思います。

【高田委員】 このご時世ですから、統合はやむを得ないのかなと。ただ、統合した組織、でき上がった組織がこの意気を継いできちんとした分野を持てるかなというところに問題があるんじゃないか。それが持てるのであれば何ら統合には反対はございません。先ほど川崎さんおっしゃったように、ポジシヨンの言いかたとか、いろんな部分で接点なくて、ハード、ソフトの部分なのかなと私も感じております。

審議会に事例がなかったりする部分って、この審議会があるよと、こういった問題のときには審議会にかけよという、景観自体を気にする人たちが飛び込む場として、その存在を知らなかったりする、広報の仕方に合ったのかなと思います。

ただ私ら農家をしていますけれども、畑で見ているのはいいよねと皆さんおっしゃいます。確かに田んぼを見るのはいいねとかいろんなことを言うんですけど、それは年齢層が高い方が多くて、若い方々の意見を聞くと、なぜここは都市化の計画を立てられないんだろうかという。ハード、ソフトの部分がけんかする意見が結構出てきます。その辺で恐らく一般市民レベルの意見をすくい上げたときには、こういった審議会の必要性は非常に大きくなると思うんですよ。まだその事例がないだけの話で、言いたい人とか悩みを持っている方々はたくさんいらっしゃると思うので、そういった部分の市民レベルまで下げて意見をいただけるような会ができれば、そのほうがいいのかなと思います。

【玉田委員】 我孫子に40数年住みまして、人口が約3倍になったんじゃないかと思うくらい、変わりました。目の前のそこは、ついこの間まで林だったなと思うんですけども、来るたびに変わっているし、あとは我孫子市の土地の広さがふえるわけではないのに人口が3倍近くにもなっているということは、当然林や田んぼや畑がみんな家になって人が住むようになってきていると思うんですね。

自分の住んでいるところも我孫子の駅の近くですので、都市改造というか、都市計画の地域で、そういうことにも自分の家自体もかわりましたし、こういうふうにどんどん変わっていくことはどうにもならないことだと思うんですね。ですから、その中でどのようにしたらもっと先ほどのようにハード面とソフト面でなっていくかという話になったときに、都市計画の委員会も景観の委員会もそれほど回数が開かれていないのであれば、人数が少ないので部会というほどのことはなくても、そのときそのときの議題とかが提案されたことの内容によって、景観に関するようなことを話し合う、審議することもあるでしょうし、実際に建物とか宅地造成とか、そういうことにかかわることの、相談することもあるでしょうから。

私の意見は別に仕分けがどうかではなく、内容から考えて、同じ1つの審議会にして、その時々には審議する内容を提案すれば、もう少し簡素化されるのかなという思いがあります。

【久野委員】 私は結論から申し上げますと、都計審と景観審議会の統合は反対です。市の今後のあり方についての案が3行ですので、この内容だけ見るのでは統合の必要性であるとか納得感を持って他言もできない。そもそもそれぞれの役割の違いということももちろんあると思いますし、また今後のスケジュール、いつ統廃合しようとしているのか。また、景観審議会の役割の一部を景観アドバイザーにゆだねる、活用すると言いますが、じゃその一部とは何であるのか。どこまでの権限を持っているのか。こういったところがまだ明確でない状況なので、それこそ性急に判断できないし、じっくりときっちり審議を尽くすべきであると思います。

今縷々各委員の皆さんがおっしゃられましたけれども、私も両方の審議会委員をやらせていただきました。景観審議会の委員は2回目になります。私が参加させていただいたときは、景観賞を策定というところの私も入り方だったので、大きい観点で我孫子の景観をどうしていこうかという大方針を決めた時期ではなかったんですが、やはり我孫子の売りは景観である。周りから比べて圧倒的に違いますので、こここそ差別化するべきであって、ますますこの審議会の意義というのは高めていくべきであるし、むしろ高いものであると考えます。役割の違いというものは何であるのかということは、条例の前文を見れば私は明らかだと思います。

先ほど審議会の委員は構成が似ていると言ったが、会議への入り方の視点、意識が景観審議委員として参加するのと都市計画審議委員として参加するのでは、私は全く違うと思います。まさに1年間近く開催されてなくて、いきなり出てきたものですから、慎重に整理していただいて、本当に統合していいんだらうかと。景観行政団体という位置づけをしているにもかかわらず、この審議会をなくすことは組織として正しいのかという判断を冷静に考えてと市には依頼したいと思います。

【結城委員】 結城といいます。私は関係行政ということで、県に在職している者です。協議会、審議会これらを統廃合しろというのは我々も言われているところです。確かに機能していないものもあるでしょうし、またそれに基づく支出等が出てくる。その中で県も監査ですとか財政のほうからの指摘もある。そういう中で、これは個人的な意見ですが

れども、この審議会を統廃合するという点について、私は卑怯なよう
ですけれども、今の段階では何とも結論が出せないなど。

というのはこの景観審議会、それから都市計画審議会、我々行政とい
うのは法に基づいていますから、法からするとそれぞれ違う法からなっ
ている審議会です。これを一概にどういう形で統廃合していいのかとい
うのは、私は今の段階でそれは整理しきれていない。そういう部分から
いくと、それをやっていいのかどうかはちょっとわからない。

それと大きなところで、先ほど担当が一生懸命やっているんで、こう
いう項目はないんだよということもありましたが、これは雑則として書
かれていますけれども、いわば罰則、公表したり、そういうこともこの
審議会にゆだねられるところがあるんですね。担当が何かあってそれが
やれなかったときに、この問題をなくした場合にどこで審議するのか。
その辺を考えておかないと、ちょっとつらいんじゃないかなと考えてお
ります。

確かに、恐らくこの景観審議会、多分景観計画を立案するときとか改
定するとき、それから条例を改定するときぐらいしか大きな諮問はない
んだと思います。ただ、本当に大きなそういう罰則じゃない、雑則で書
かれていますけれども、罰則的な公表とかそういうものに対してどう取
り扱っていくのかというのは十分に考えていく必要があるかなと思いま
す。

【齋藤委員】 齋藤です。私も現在、景観アドバイザーをさせていた
だいておまして、実は景観アドバイザー制度ができる前からアドバイ
ザーの仕事をさせていただいております。それなので、景観アドバイ
ザーの仕事をしながら我孫子市の景観条例ができていく課程だとかを隣で
見ながらアドバイザーの仕事をさせていただいていたような状況です。

1つは、景観法というのは我孫子市が景観条例や景観行政を進めてい
るよりも後からできているということが大きいと思うんですね。先進自
治体が受ける洗礼というんですかね、先進自治体よりも後から国の法律
ができて、枠組みができてしまう。でもこれは全国のいろいろなテーマ
で先進的に取り組んでいる自治体が乗り越えなきゃいけない部分だと思
うんですね。後からできた仕組みに対して先進自治体は、それに逆戻
りするんじゃないかと、さらに国よりも新しい取り組みを提案して、それ
がほかの全国の自治体にも波及していくような、もっと先進的な実践を
進める、そういうイメージで我孫子市は進んでいくといいなと思ってい
ます。

それができるのは、我孫子にはものすごい景観の資源があるからです
ね。景観もそうですし、歴史的な資源もありますし、あと今現在都心か
らもほど近くて、若い世代の人たちはここがいいって思って住んだり、
また商売も始めていけるような、そういういい可能性がたくさん詰まっ
ているんじゃないかと思うので、より先進的な取り組みをしていくべき
なんじゃないかと思います。都市計画審議会と景観審議会を融合させ
て、ソフトとハード両輪でやっていこうという気概があるのかどうか、
そこがやっぱり一番問われるのかなと思っております。

実は先週7日に景観アドバイザー相談がございまして、私たちもその
ときに初めて報告を受けて、驚いたわけなんですけれども、大体皆さんの
意見は同じようで大きく反対の意見はございませんでした。ただ、皆
さんちょっと気がかりだったのは、今の景観条例の中にも市民のいろ
んな活動、市民団体のことが位置づけられておりますけれども、それが
果たして十分なされているのかどうか。そういう市民の人たちの動きに
向けて活性化というのはちゃんと図られているのか。それから、景観ア
ドバイザーの役割というのがもし広がるとしたら、市民との協働の部分
をどんなふうに引き受けていけるのか、担保があるのかということが議

論に出ました。

それから、トップダウンのものなのか、ボトムアップのものなのか、それとも開発なのか保全なのか、それは多分いろんな審議会でも、都市計画審議会でも課題になっているんじゃないかなと思っておりまして、そうだとすると、これから国の景観法も超えていくような我孫子市の景観条例を運用していく都市計画審議会にするんだったらば、どういふ新しい仕組みでそれに臨むのかということもぜひはっきり提案していただければと思いますし、またこの審議会でもその提案を私たち自身が議論していければもっといいんじゃないかなと感じます。

都市計画審議会に今現在市民の声や市民団体の活動というのを反映するチャンネルがもし少ないのであれば、なおさら景観計画というのはもっと細かくて、市民の努力なしには実現しないものだと思いますので、部会のようなものなのか、または協議会との連携なのか、アドバイザー相談の仕組みの改正なのかわかりませんが、景観づくりの方策としてボトムアップ、または広がる仕組みというのがどんなふう展開するのかなというのを具体的に考えていかなきゃいけない問題なんじゃないかなと感じました。

【阪本会長】 基本的に私はこの景観行政の先進地である我孫子市から見て、先陣切ってなくすということに大変心理的な抵抗感を持っております。やはり都市計画審議会と景観審議会とは性格が違うし、物の視点が違うように。それぞれのいい点を、景観審議会が持ついい点を生かすような方向で考えていただけないかなというふうな気がしております。

景観条例の前段に次世代にこの美しい景観を引き継ぐというような意味がありまして、それほど景観審議会が大きな責任を負うわけではございませんが、やっぱりそれくらいの意気込みを持っていくべきじゃないかなというふうな考えております。

審議会の活用というものをただ単に何か重要案件だけしましようというんじゃないくて、もう少しこの審議会の中、諮問以外でも建議をします。松戸市の条例を見てもいろいろなこと、重要事項が書いてあります。景観と構想に関すること。それで、項を起こしまして、景観形成に関する建議をすることができるというふうな、やっぱり意見を述べられるようなことを条例で決めておりますし。

それから柏のほうも、あるいは柏市都市景観デザイン委員会というのが景観審議会みたいなことになっていまして、これは都市計画審議会にいろいろ審議をゆだねる前に、必ずここで意見を聞かなければならないというふうには位置づけておりまして、必ず通過すべき、審議した上でやるというふうな性格をはっきりさせております。

それで、先ほど日比野さんがおっしゃいましたように、数年前に意見を言ったけれども、課長さんから返事が来たとき、これから私は市民の方からいろんな声を求めると、いろんな声があるんじゃないかと。それを担当課長さんのところでこうですよという見解を述べるんじゃないくて、案外この審議会にかけてみると、それを契機としているんなことが見えてくるんじゃないかなという気もしますので、市民の声を吸い上げて景観行政に反映することも考えてみていただけたらどうかという気がしております。

それから、景観形成基本計画は策定したわけですが、これに基づいていろいろ実施する過程でいろんな問題が出てきたとき、実行上の問題点についても審議会にかけていったほうがいいんじゃないかなという気がしております。

それから景観賞がなくなったということで、これはほとんど10年近く続けて、対象物がもうあまりなくなっていたというようなこともあった

のですが、勝浦、あるいはほかの都市で景観百選という形で有名地点を市が指定をして観光に役立てたり、あるいは市民に関心を持たせるというか、それにはこういうのがありますから、そういうこともできるのではないかなと考えております。

当局のほうはこれをなくすよという前提よりも、生かすためには何があるのかということのご検討もしていただけたらどうかなというのが私の意見でございます。

【篠崎委員】 年に1度程度の審議会では、問題意識その他が何も生かせられないし、また提議できない。僕ら3人(市民委員)は建議をしたい、討議をしたい。積極的にポジティブに。今私は決して我孫子の景観はいいとは思っておりません。積極的に活動するようなそれがいいからどうもネガティブに統合しちゃおうかというようなそんなものじゃないかなと、憶測ですけども、気がしております。こういう委員会のメンバーももっと活用して、ソフトの部分をぜひ生かすような形で、我々を機能させていただきたいというのが私の希望です。

【阪本会長】 今のようなお話がありまして、私も一つの提案といたしますか、そういうふうなお声がありますから、各号から1名ずつ出してもらって、審議会が集まるって大変でしょうから、気楽に集まれるような組織をつくって、言いたいことはうんと言って、ひとつどうでしょうという、こういうものをつくることを考えてみていただけたらどうかという感じがします。

やはり何か審議会の活動をもっと活発にして、市民にも見ていただいて、あなるほど、存在価値があるなということを十分自覚していただくということも重要だと思いますが、そういうことは考えられますか。

【事務局】 多岐にわたっていろいろご意見をいただいておりますので、後日整理してお答えさせていただきたい。

事務局の案ということできょう統合という一つの案をお出ししたが、事業仕分けのあった8月から、発展的に都市計画審議会との差別化を図っていくにはどうしたらいいのかという方向で検討しておりました。

単なる諮問機関としてではなく、広く自由に意見を聴いて、計画をつくってほしいということは都市計画審議会委員の皆様からも言われております。それについては運営の仕方を変えていくことができると思います。今回は一つの案として都市計画審議会との統合を示させていただきましたが、今まで景観行政としてやってきたことが、景観審議会を都市計画審議会と統合することによって後退するようなことがあっては決してならないとは当然思っております。

今回は、先ほどご心配いただいた話の、すでに筋書きができていてということではなくて、事業仕分けで示された方向性もふまえて、たたき台として出してご意見をいただき、皆さんにご了解いただければこのまま条例改正ということで考えてはありました。というのは条例改正をするにしても、任期が今年5月いっぱいなものですから、新たな委員の皆様を委嘱するに当たり、募集や、そういう手続をするにしても、今の段階である程度の方向性を一度議論しておきたいと思い、年のはじめの開催となった次第です。今回の議論について事務局で整理をさせて頂き、またその時点で会長にご相談をさせていただいて、このような場で検討させていただければと思います。

【日比野委員】 まとめて先ほど副会長さんがおっしゃられた、両輪で我孫子市がやる気があるかないかということですよ。久野さんが言われた我孫子の売りは景観ですよ。この辺をうまくまとめて今後につなげていただきたいと思います。我々の経験をいろんな意味で提案したり、お話しさせていただくことができると思います。

【齋藤委員】 すみません。1号委員の方々からもいろいろ意見があ

ったんですけれども、やっぱり都市計画審議会って法定審議会なので、どうしてもトップダウン的なイメージっていうのがある。ですからボトムアップの仕組みについて、景観条例の中にも書いてありますけれども、今十分にその機能が生かせてないんじゃないかと思える部分が多々あります。なので、新しい仕組みをつくるときにぜひ市民のつくる景観行政という視点で、どのように都市計画審議会に統合できるのかという視点で考えていただきたいし、また案を諮ってほしいなというふうに考えます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

【阪本会長】 ありがとうございます。では、よろしゅうございましょうか。熱心なご意見を述べていただきまして大変ありがとうございました。以上をもちまして終わります。

【事務局】 どうもありがとうございました。